

医療機器共同利用委託契約書

委託者 _____ (以下「甲」という。)と受託者 社会医療法人財団 古宿会 水戸中央病院 (以下「乙」という。)とは、検査の委託に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 地域の医療機関との連携を図り医療機器を共同利用することで、地域におけるニーズに対応することを目的とする。

第2条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、検査の実施について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施に当たり検査日時の予約を取り、患者に説明をおこなう。
3. 乙は、受託した検査を行い、その画像データ等を甲に渡す。

第3条 委託検査の種類は次の通りとする。

1. CT 撮影
2. MRI 撮影
3. 骨密度検査
4. マンモグラフィー

第4条 前条により乙が実施した撮影業務について、乙が甲に請求する費用の額 (以下「委託料」という。)は健康保険法の規定による療養に要する費用の額 (ただし、撮影料のみとする。)の算定方法に定める所定点数 (診療報酬の9割相当分)として算定した額とする。読影が必要の場合においては、遠隔読影料としてCTの場合 2,500円、マンモグラフィーの場合 1,000円を追加とする。

第5条 乙は前条により算定した毎月分の委託料を、その都度甲に請求するものとする。甲は前項による適法な請求書を受領した月の翌月末日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

第6条 この契約による委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。また、この契約の有効期間満了前1ヶ月までに契約当事者のいずれの一方から、この契約の改定等について何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間この契約を更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条 検査結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

1. 甲は、検査結果受領後7日以内にその内容を乙に通知しなければならない。
2. 乙は、前号の通知を受けたときは、甲と協議のうえ、再検査、その他適切な処理をしなければならない。

第 8 条 甲または乙は、次のことに該当するときはこの契約を解除することができる。

1. 甲または乙がこの契約に違反したとき
2. 乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき
3. 健康保険法の改正により受託業務が困難になったとき

第 9 条 検査実施中（開始から終了まで）に不慮の事故が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

第 10 条 乙は、本契約に基づいて検査を実施するために知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は、乙はその責任を負うものとする。

第 11 条 この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所
医療機関名
院 長 名

乙 住 所 茨城県水戸市六反田町 1136 番地 1
医療機関名 社会医療法人財団 古宿会 水戸中央病院
院 長 名 大河内 信弘